志摩市会計年度任用職員募集要項

志 摩 市 役 所 産業振興部 観光課

次のとおり会計年度任用職員を募集します。

1 募集職種

職種	募集人数	業務内容
土木作業員	2名程度	志摩パークゴルフ場コース管理 (草刈等) に関する こと

2 採用予定年月日

令和6年5月1日

3 応募資格

- ◇地方公務員法第16条(欠格条項)に該当しない方
- ◇外国籍の方も受験できます。ただし、選考に合格した場合でも、在留資格において 就労等が制限されている場合、活動が認められる在留資格の範囲内の職務でなければ、 採用できません。
- ◇年齢制限はありません。

4 選考方法

選考方法	内 容
個別面接	主として、人物、識見、職務適性、対人関係能力等を評価します。

5 申込書の入手方法

(1) 直接入手する場合

産業振興部観光課、総務部総務課(志摩市役所5階)、各支所窓口にて申込書を配布します

- ※ 上記窓口での申込書の配布は、各部署の開庁時間内に限ります。
- ※ 土曜日、日曜日、祝日は、志摩市役所1階時間外窓口にて配布します。(ただし、午前 8時30分から午後5時15分までの間に限ります。)
- (2) 志摩市ホームページで入手する場合志摩市ホームページにて、申込書をダウンロードすることができます。A 4 サイズ、両面印刷によりご利用ください。
- (3) 郵送で請求する場合

封筒の表に「志摩市会計年度任用職員選考申込書請求」と朱書きし、裏に請求者の住所・氏名を明記し、84円分の切手を貼付した返信用封筒(長3サイズ 縦235 mm×横120 mm)を同封の上、次の宛先に送付してください。ただし、郵送での手続きに時間を要する場合がありますので、申込受付期間にご注意ください。

(宛先)

7 5 1 7 - 0 5 9 2

三重県志摩市阿児町鵜方3098番地22

志摩市役所 産業振興部観光課 宛

6 申込手続き

申 込	随時受付
受付期間	※採用予定者が決定した時点で募集を終了します。
申込書	〒517-0592 三重県志摩市阿児町鵜方3098番地22 志摩市役所 産業振興部観光課(電話 0599-44-0005)
申込方法	申込書に必要事項を記入し、次の書類を添えて持参又は郵送(申込受付期間内必着)により提出してください。 ※ 持参される場合は、産業振興部観光課窓口の開庁時間内(土曜日、日曜日、祝日を除く午前8時30分から午後5時15分まで)にお申込みください。ただし、申込受付期間を過ぎた場合は、受付できません。 ※ 郵送により申込書を提出される場合は、朱書きで「会計年度任用職員選考申込書在中」と記入し、送付してください。(申込受付期間内必着。申込受付期間を過ぎた場合は、いかなる理由があっても受付できません。) ※ 郵便事情等による書類到達の遅延等については一切責任を負いかねます。 ① 会計年度任用職員選考申込書写真(4cm×3cm)を貼付(写真の裏に氏名を記入)3か月以内に撮影した正面、上半身、脱帽、無背景のもの②返信用封筒(長3サイズ 縦235mm×横120mm)表面には、申込書の「連絡先」欄に記入した住所及び氏名を記入し、84円切手を貼付してください。

7 面接の日時及び会場

後日、担当部署の職員から連絡します。

- ※ 提出後一週間以内に連絡がない場合は、産業振興部観光課観光振興係(電話0599-44-0005)まで連絡してください。
- ※ 自然災害等の発生状況により、面接の日時等を変更する場合があります。

8 選考結果の通知

選考結果については、選考を受けた方全員に封書により通知します。

9 勤務条件

3000000	
任用区分	パートタイム会計年度任用職員
職種	土木作業員
任期	令和6年5月1日から令和6年9月30日まで
	※ 採用の日から起算して1か月間(1か月の実勤務日数が15日に満たない場合
	は、その日数が15日に達するまで)は条件付採用とし、この期間は延長される
	ことがあります。
	※ 条件付採用期間が終了した日の翌日において正式採用となります。
再度の任用	選考等の能力実証を行った上で、再度任用する場合があります。
	※ 公募によらない再度の任用を、2回を限度として行う場合があります。
	※ 公募に応募し、選考を受けることに回数の制限はありません。
勤務場所	志摩パークゴルフ場(志摩市阿児町国府3025番地36)
従事すべき業	十度 パーカディフォー フ佐田(芸川族)に関ナファト
務の内容	志摩パークゴルフ場コース管理(草刈等)に関すること
給料又は報酬	報酬 日額 7,268円~7,724円
	※ 学歴、経験年数等を考慮して決定します。
	※ 再度の任用時に経験年数による号給の加算を行う場合があります。
諸手当	通勤手当(原則として通勤距離が片道 2km 以上の場合)、時間外勤務手当
	等
	※ 諸手当の額については、「志摩市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する
	条例」及び「志摩市会計年度任用職員の給与の決定及び支給等に関する規則」に
	よります。
	※ 月途中からの任用となる場合、上記条例等に基づき、任用月分の通勤手当は支給
	対象外となります。
給与の支給日等	当月末締め 翌月21日払い(口座振込)
社会保険等	健康保険、厚生年金保険、雇用保険が適用されます。
	※健康保険部分については、共済組合への加入となります。
公務災害補償等	公務上の災害又は通勤による災害についての補償制度があります。
勤務時間	・ 日曜日から土曜日までの週5日 1日あたり7時間(週35時間)
	8時15分から17時15分のうち所属長が定める7時間
	(休憩60分)
	※ 業務の都合上、所属長の指示により勤務時間が変更する場合があります。
	・ 所定勤務時間を超える労働の有無
	時間外勤務の有無(無) 、休日勤務の有無(無)
休日	勤務日以外の日(原則は土曜日、日曜日、祝日及び年末年始(12月2
	9日から翌年1月3日まで)。ただし、勤務の割振りがあった場合を除く)
休暇等	年次有給休暇、特別休暇【有給(公民権行使、忌引等)、無給(保育時間
	等)】等
	※ 志摩市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則によります。
服務	会計年度任用職員は一般職の地方公務員であり、地方公務員法の服務
	に関する各規定(パートタイム会計年度任用職員については、地方公務
	員法第38条の営利企業への従事等の制限を除く。)が適用されます。
その他	員法第38条の営利企業への従事等の制限を除く。)が適用されます。 ・ 定期健診、ストレスチェック等の実施が有ります。
その他	員法第38条の営利企業への従事等の制限を除く。)が適用されます。 ・ 定期健診、ストレスチェック等の実施が有ります。 ・ 任期が満了した場合には当然に退職します。なお、その他退職に
その他	員法第38条の営利企業への従事等の制限を除く。)が適用されます。
その他	員法第38条の営利企業への従事等の制限を除く。)が適用されます。 ・ 定期健診、ストレスチェック等の実施が有ります。 ・ 任期が満了した場合には当然に退職します。なお、その他退職に関する事項は、「志摩市会計年度任用職員の任用等に関する規則」によります。
その他	員法第38条の営利企業への従事等の制限を除く。)が適用されます。

10 問い合わせ先

この選考に関するお問い合わせは、産業振興部観光課観光振興係へお願いします。 (電話 0599-44-0005)

11 その他

お預かりしました個人情報は、選考に必要な範囲のみに利用します。 なお、選考に伴ってお預かりしました各種書類(申込書等)は、返却することができませんの で、予めご了承ください。